

**第 106 期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項**

**「第 2 号議案 株式会社長崎銀行および西日本信用保証株式会社との株式移転計画承認の件」別添
会社法施行規則第 206 条に定める内容の概要
他の株式移転完子会社（株式会社長崎銀行および西日本信用保証株式会社）の最終事業年度に係る
計算書類等の内容**

株式会社 西日本シティ銀行

第 113 期 事 業 報 告

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

株 式 会 社 長 崎 銀 行

第113期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は、本店及び支店において、預金業務、貸出業務のほか、為替業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務などを通じ、地域のお客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

[金融経済環境]

平成27年度における我が国経済は、各種経済政策の効果や円安、原油安などの良好な企業経営環境を受け、企業収益は過去最高を記録し、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復基調が続きました。

このように国内景気は、好調な企業収益が雇用・所得環境の改善を生むといった経済の好循環による回復傾向が見られたものの、中国をはじめとする新興国等の景気下振れや更なる消費税率の引き上げなど、引き続き我が国の景気が下押しされるリスクが存在しております。

一方、当行の主要営業基盤である長崎県経済は、生産面において、造船が高操業を続け、機械・重電機器は横ばい圏内の動きとなりました。需要面においては、公共投資が弱い動きであったものの、老朽化設備の更新や能力増強投資等による設備投資が増加しました。また観光関連需要は「明治日本の世界産業革命遺産」に登録された効果に加え、国際クルーズ船の寄港増加、大型観光施設の集客施策の奏功などにより好調に推移し、県内の景気は、全体として緩やかな回復基調を続けております。

[当行の業績]

当行は、このような金融経済環境の中、引き続き個人・法人のリテール分野を中心とした営業推進に取り組む一方で、経営全般の合理化・効率化に努めてまいりました結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

(預 金)

預金・譲渡性預金につきましては、個人預金を中心に積極的な営業活動を行いました結果、当期末の預金・譲渡性預金残高は前期比156億円増加し、2,518億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、個人・中小企業を中心に資金需要に積極的な対応を行いました結果、当期末の貸出金残高は、前期比4億円増加し、2,291億円となりました。特に、個人ローン残高は、前期比22億円増加し、1,530億円となりました。

(損 益)

当行は、効率的な資金の調達・運用に努めるとともに、経営全般の合理化・効率化並びに収益力の強化に取り組んでまいりましたが、経常利益は前期比42百万円減少し、5億12百万円となりました。当期純利益は、経常利益の減少に加え、前年同期における繰延税金資産の積み増しの反動等により前期比4億70百万円減少し、4億41百万円となりました。

(店 舗)

店舗につきましては、期中の新規出店等はなく、また店舗外現金自動設備につきましては、平成28年3月31日をもって住吉出張所ATMの営業を終了いたしました。この結果、当期末では、店舗数は23ヵ店、店舗外現金自動設備は13ヵ所となっております。

(業 務)

当行は、お取引先の皆さまのニーズにお応えするため、新たな商品・サービスなどの提供に努めております。

当期につきましては、平成27年5月より、「ご来店不要(一部例外有)」「ご印鑑不要」「ご返済用口座開設不要」「振込融資サービス有り」を特徴とした利便性の高いカードローン「ながさきプレミアA(エース)」の取り扱いを開始したほか、平成28年1月より、居住用投資物件の購入・借換資金に対応する「ながさき不動産オーナーズローン」の取り扱いを開始しました。また、平成28年2月より、フリーローン商品「フリーローンモア」においてWeb契約完結サービスを開始し、お客さまの利便性向上に取り組んでおります。

お客さまの資産運用ニーズに対しましては、投資信託と定期預金を組み合わせた商品「投信＋定期預金パック」につきまして、ご好評につき期間を延長して取り扱っているほか、お客さまの様々なニーズにお応えするため、新しい投資信託商品や生命保険商品の取り扱いを順次行っております。

また、環境保全活動に貢献する取り組みの一環として「ながさきエコ定期預金」を期間限定で発売したほか、預金商品やローン商品における各種キャンペーンを実施するなど、商品・サービスのラインナップ充実に努めております。

お取引先企業等に対しましては、経営相談・支援機能の強化を図る目的で実施しております「商談会」「各種セミナー」等につきましても、継続的な開催を行っております。

地域密着型金融の推進につきましては、お取引先の“事業性評価”を重視した支援の強化、中小企業に適した資金供給手法の徹底、地域経済への貢献に向け、「経営革新等支援機関」としての役割の発揮や「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証対応、また日本政策金融公庫との業務連携による創業支援等に取り組んでおります。このような中、平成27年7月より、TKC長崎支部との提携商品である「ながさきTKCローン」の取り扱いを開始したほか、肉用牛(長崎和牛)を担保とした動産担保融資(ABL)の取り扱いを行うなど、お客さまの多様なニーズに即した資金調達手法の提供に取り組んでおります。

地方創生への取り組みとして、平成27年4月に地方創生の内容や補助事業等をわかりやすくまとめた「地方創生ガイドブック」を発刊し、お客さまへの情報提供等に取り組んでおり

ます。また、平成27年7月より、県外からの移住促進を支援する「移住促進応援住宅ローン」の取り扱いを開始したほか、平成27年11月より、地元企業の雇用増加や新規事業展開等を支援する「ながさき地域創生応援ローン」の取り扱いを開始しました。

今後もより一層、皆さまのニーズにあった商品・サービスなどの提供に努めてまいります。

[今後対処すべき課題]

地域経済は、基幹産業である造船、観光が好調に推移しており、今後、新幹線開通に伴う沿線地域や、長崎駅周辺部の再開発等による公共・民間投資の増加も見込まれております。一方で、長崎県は主要都市と比較して各種政策による経済効果も低く、若年層の県外への流出等による人口減少や高齢化の進展等の問題も抱える中、日本銀行のマイナス金利政策の実施や地元金融機関の再編の動きなども起こっております。このような激変する経営環境のもと、引き続き地域のお客さまに対し、円滑な資金提供を行うとともに、お取引先への適切な経営相談・経営指導といったコンサルティング機能を更に発揮し、地域経済の発展に寄与することが、地域金融機関の社会的責任であると認識しております。

こうしたなか、当行は、西日本シティ銀行グループの一員として、グループの総合力を最大限に発揮することで皆さまのご要望に十分にお応えできる体制をより一層強化するとともに、経営の最優先課題である「収益基盤の強化」に努め、地域金融機関としての役割を十分に発揮してまいります。

当行は、平成26年にスタートした3ヵ年の中期経営計画「SMILE（笑顔）and ACTION（行動）」において「お客さま本位のもと、地域での存在感を示し、長崎でいちばん信頼され、愛される銀行」を目指す銀行像として掲げております。目指す銀行像の実現に向け、「お客さまのために、地域のために、汗をかこう」を合言葉に、行員一人ひとりが当事者意識を持ち、顧客基盤の確保と収益力の強化という経営課題の実現に取り組んでいく所存でございます。

株主さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	2,227	2,262	2,316	2,342
定期性預金	1,562	1,589	1,618	1,626
その他	665	672	698	716
譲渡性預金	201	222	45	175
貸 出 金	2,260	2,269	2,287	2,291
個人向け	1,143	1,230	1,266	1,301
中小企業向け	784	726	713	688
その他	333	312	308	301
商品有価証券	0	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
総 資 産	2,576	2,629	2,603	2,675
内国為替取扱高	5,657	4,554	4,843	4,790
経 常 利 益	百万円 180	百万円 442	百万円 554	百万円 512
当 期 純 利 益	百万円 74	百万円 415	百万円 911	百万円 441
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △1 15	円 銭 2 99	円 銭 6 80	円 銭 2 94

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	261人	271人
平均年齢	38年1月	38年6月
平均勤続年数	16年0月	16年6月
平均給与月額	285千円	293千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
長崎県	店 うち出張所 19 (-)	店 うち出張所 19 (-)
佐賀県	2 (-)	2 (-)
熊本県	2 (-)	2 (-)
合計	23 (-)	23 (-)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を13ヵ所（前年度末14ヵ所）設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

当年度新設営業所はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	240
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新 ネットワーク 更改・構築	42
金融所得一体課税（公共債）機能システム	22
別館ビル立体駐車場改修	19
佐世保支店改装	18
別館ビル改装	15

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行 の議決権比率	その他
株式会社西日本 シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	銀行業	昭和 19年12月1日	百万円 85,745	% 100.00	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

該当事項はありません。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山本 一雄	取締役頭取(代表取締役)		
松山 豊	常務取締役 融資部長		
松本 哲寿	常務取締役 人事総務部長		
中尾 恒浩	取締役 監査部長		
重富 康行	取締役 営業統括部長		
村上 英之	取締役	株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員	
能津 浩治	監査役(常勤)		
内尾 洋美	監査役(社外)	株式会社西日本書庫セン ター 代表取締役社長	
岡村 定正	監査役(社外)	西日本ユウコー商事株式 会社 代表取締役社長	

(当年度中に退任した役員)		(注) 地位は退任時	
川上 知昭	非常勤監査役	株式会社西日本シティ銀行 監査役	平成27年6月26日退任
白須 浩司	非常勤監査役	株式会社西日本シティ銀行 グループ統括部長	平成27年6月26日辞任

(注) 1. 監査役 内尾洋美および岡村定正の両氏は、社外監査役であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	5人	51
監査役	3人	12
計	8人	63

- (注) 1. 報酬等は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記以外に支払った取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬は、13百万円でありま
 す。
 3. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役は月額6百万円以内、監査役は月額3百万
 円以内であります。
 4. 取締役の報酬限度額は、使用人としての報酬は除いております。
 5. 上記報酬等には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額16百万円(取締役14百万円、
 監査役2百万円)を含んでおります。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
内尾 洋美 (監査役)	株式会社西日本書庫センター 代表取締役社長
岡村 定正 (監査役)	西日本ユウコー商事株式会社 代表取締役社長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
内尾 洋美 (監査役)	年9ヶ月	同氏の監査役就任後、当事業年度中に開催した取締役会12回のうち9回、監査役会5回のうち5回に出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
岡村 定正 (監査役)	年9ヶ月	同氏の監査役就任後、当事業年度中に開催した取締役会12回のうち9回、監査役会5回のうち5回に出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	2人	1	—

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人数には、無報酬の社外役員は含んでおりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

種類株式	発行可能株式総数	発行済株式の総数
普通株式	941,944,000株	935,534,209株

(2) 当年度末株主数

種類株式	当年度末株主数
普通株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社西日本シティ銀行	千株 935,534	% 100.00

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要事項

- イ. 平成28年3月15日に株式会社西日本シティ銀行より、A種優先株式50億円全額に対し定款第12条第9項の定めに基づき取得請求権が行使され、発行済株式の総数が305,250,305株増加しております。
- ロ. 平成28年3月25日の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において定款第6条を変更し発行可能株式総数を400,000,000株増加し、941,944,000株としております。
- ハ. 平成28年3月28日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が500,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,000,000,000円増加しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 森 行一、川口 輝朗	19	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制確認業務」等に対する報酬を含んでおります。

- (注)1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、取締役及び会計監査人から説明を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保の観点から相当であると認められたため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容
- (1) 処分の対象者
新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）
- (2) 処分内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- (3) 処分理由
ア 新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
イ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査役人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守に係る当行の理念及び役員職員の行動指針を「コンプライアンス基本方針と遵守基準」として定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。また、法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。

なお、“顧客の保護及び利便の向上”並びに“反社会的勢力及び組織犯罪の金融取引からの排除”については、法令等遵守態勢において適切に取り組む。

- ・法令等遵守を確保する体制として、行内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。

- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的考え方、管理方針等を定めた「リスク管理基本方針」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、本方針に基づき、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理方針・管理規程等を制定する。
- ・リスク管理の体制は、銀行全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署及び担当部署による3層管理体制とし、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を強化する。また、リスクカテゴリー毎に各種委員会等を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議及び評価等を行う。
- ・自然災害、テロ等の緊急事態発生時の早期被害復旧、最低限の業務継続を可能とするため、事前対応や緊急事態発生時の対応等を定めた「業務継続計画」を業務継続に関する最上位の計画と位置付け、本計画に基づき、災害等の種類別に具体的対応策を定めた管理規程等を制定する。

- ・内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会」とその委任を受けた審議・決定機関である「経営会議」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程（及び同付議基準）」及び「経営会議規程（及び同付議基準）」を制定する。
- ・また、行内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当行並びに親銀行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は、親銀行の法令等遵守態勢・リスク管理態勢をベースに当行固有の事情を踏まえた実効性のある態勢を構築し、重要な事項については親銀行に適宜報告を行う。
- ・当行は、財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みを踏まえた、親銀行の内部統制の枠組みに準拠して、体制を整備する。
- ・当行は親銀行の作成した戦略・方針をベースとした経営を推進するとともに、親銀行及びその子会社等との協調、連携並びに情報共有を図るために、親会社が適宜開催する「グループ会社戦略会議」に出席する。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役が求めた場合には、監査役及び監査役会の職務を補助する専任の職員を配置する。
- ・当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、取締役からの独立性を確保するため、予め常勤監査役に同意を求めることとする。
- ・取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ・職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した当行の役職員もしくはこれらの者から報告を受けた者は、監査役及び親銀行に報告する。
- ・当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
- ・上記のほか、取締役及び監査役会の協議により、取締役及び職員が監査役会に報告すべき事項を定める。
- ・監査役がその職務の執行について会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及びその他の重要な委員会等に参加することができるほか、主要な稟議書その他業務

執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。

- ・代表取締役は、定期的会合などにおいて監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

9. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当該事業年度における、業務の適正を確保する体制を整備するための上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び職員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針と遵守基準」並びに「コンプライアンス規程」に基づき、毎期「コンプライアンス・プログラム」を作成し、周知・徹底しております。また、内部通報ホットライン制度を整備し、周知・徹底しております。
- ・法令等遵守に関する重要な事項については、コンプライアンス統括部署が「コンプライアンス・プログラム」の運用状況をモニタリングするなど、その内容・対応状況をコンプライアンス委員会の協議を通じ、取締役会、監査役会に報告しております。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・別途定める行内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、文書（電磁的記録を含む。）の保存及び管理を行っております。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営上の重要な意思決定や業務執行等に内在するリスク識別、評価、対応を適切に行うため、各種のリスク管理規程、関連個別規程、ガイドライン、マニュアル等を各関連部署において整備し、損失の危険について各種リスク管理委員会を通じ、リスク管理活動やその運用状況をモニタリングするなど協議・分析し、その内容を取締役会、経営会議及び監査役会に報告しております。
- ・内部監査部門は、リスク管理の状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。
- ・行内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定しており、必要に応じて適宜見直しております。

(5) 当行並びに親銀行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・親銀行及びその子会社等からなる企業集団の事業リスクの有無を確認するため、親銀行への状況報告、決裁承認制度を適切に運用しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、監査役監査基準、監査計画書に基づき、監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等、重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。
- ・また、監査役は取締役会、取締役、監査部、会計監査人等との情報・意見交換を通じてそれぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的、効率的に監査を行っております。

当期につきましては、平成27年5月1日より施行された改正会社法に対応するため、平成27年5月12日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」及び関連諸規程の改正を決議しました。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 親会社等との間の取引に関する事項

取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

12. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第113期末（平成28年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	32,998	預 金	234,292
現 金	3,147	当 座 預 金	3,988
預 け 金	29,851	普 通 預 金	64,710
貸 出 金	229,181	貯 蓄 預 金	245
割 引 手 形	1,350	通 知 預 金	196
手 形 貸 付	4,221	定 期 預 金	161,459
証 書 貸 付	211,110	定 期 積 金	1,144
当 座 貸 越	12,499	そ の 他 の 預 金	2,546
そ の 他 資 産	843	譲 渡 性 預 金	17,550
未 決 済 為 替 貸	13	そ の 他 負 債	716
未 収 収 益	657	未 決 済 為 替 借	21
そ の 他 の 資 産	172	未 払 法 人 税 等	49
有 形 固 定 資 産	4,741	未 払 費 用	477
建 物	764	前 受 収 益	67
土 地	3,635	従 業 員 預 り 金	0
リ ー ス 資 産	25	給 付 補 填 備 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	315	リ ー ス 債 務	25
無 形 固 定 資 産	90	資 産 除 去 債 務	14
ソ フ ト ウ ェ ア	72	そ の 他 の 負 債	60
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	18	退 職 給 付 引 当 金	589
繰 延 税 金 資 産	815	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46
支 払 承 諾 見 返	40	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	32
貸 倒 引 当 金	△1,017	偶 発 損 失 引 当 金	60
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	518
		支 払 承 諾	40
		負 債 の 部 合 計	253,847
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	6,121
		資 本 剰 余 金	4,463
		資 本 準 備 金	2,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,463
		利 益 剰 余 金	2,149
		利 益 準 備 金	190
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,959
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,959
		（ 株 主 資 本 合 計 ）	(12,735)
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,112
		（ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ）	(1,112)
		純 資 産 の 部 合 計	13,847
資 産 の 部 合 計	267,694	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	267,694

第113期

平成27年4月 1日から

平成28年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		5,393
資金運用収益	4,536	
貸出金利息	4,278	
コールローン利息	5	
預け金利息	252	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	680	
受入為替手数料	115	
その他の役員収益	565	
その他経常収益	176	
償却債権取立	127	
その他の経常収益	49	
経常費用		4,881
資金調達費用	381	
預金利息	295	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息	1	
借入金利息	48	
その他の支払利息	2	
役員取引等費用	954	
支払為替手数料	19	
その他の役員費用	935	
営業経費用	3,437	
その他経常費用	107	
貸倒引当金繰入額	48	
貸出金償却	33	
その他の経常費用	26	
経常利益		512
特別利益		19
固定資産処分益	19	
特別損失		7
固定資産処分損失	7	
税引前当期純利益		524
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	46	
法人税等合計		82
当期純利益		441

第113期

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当事業年度期首残高	4,121	—	2,463	2,463	185	1,527	1,712	8,297
当事業年度変動額								
新株の発行	2,000	2,000		2,000				4,000
利益準備金の積立					5	△5	—	
剰余金の配当						△25	△25	△25
当期純利益						441	441	441
土地再評価差額金の取崩						21	21	21
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額			△0	△0				△0
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額(純額)								
当事業年度変動額合計	2,000	2,000	△0	1,999	5	432	437	4,437
当事業年度末残高	6,121	2,000	2,463	4,463	190	1,959	2,149	12,735

	評価・換算差額等		純 合 資 産 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当事業年度期首残高	1,105	1,105	9,403
当事業年度変動額			
新株の発行			4,000
利益準備金の積立			
剰余金の配当			△25
当期純利益			441
土地再評価差額金の取崩			21
普通株式転換請求権行使に伴う端数支払額			△0
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額(純額)	6	6	6
当事業年度変動額合計	6	6	4,443
当事業年度末残高	1,112	1,112	13,847

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしておりますが、当事業年度は該当ありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,189百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
3. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。
4. 連結納税制度の適用
当事業年度より、株式会社西日本シティ銀行を親法人とする連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は4,639百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は5,446百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,446百万円であります。
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,350百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済や公共料金収納取扱等の担保として、定期預け金2百万円及び有価証券4,639百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金等112百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,098百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが44,522百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内

手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

10. 有形固定資産の減価償却累計額	2,800百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	167百万円
12. 関係会社に対する金銭債権総額	19,026百万円
13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。	

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、5百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	243百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	52百万円
その他の取引に係る費用総額	6百万円

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	130,283	805,250	—	935,534	注
A種優先株式	5,000	—	5,000	—	注
合計	135,283	805,250	5,000	935,534	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

注 発行済株式の普通株式の増加805,250千株は、新株の発行及びA種優先株式の普通株式転換請求権行使によるものであり、又、発行済株式のA種優先株式の減少5,000千株は普通株式転換請求権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	25百万円	5.00円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	28百万円	その他利益 剰余金	0.03円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出金業務、内国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。これらの事業を行うため、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行の資産の約85%を占める貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しております。大口貸出先の信用力の悪化や担保価値の下落、その他予期せぬ問題が発生した場合、想定外の償却や貸倒引当金の積み増しといった信用コストが増加するおそれがあり、また、資産運用ウェイトからもその影響力は大きく、財政状態及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的な考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

個別債務者別に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により当行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、融資部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は新規実行時及び、実行後の信用格付・自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険度の度合いに応じて資産の分類を行うものです。

当行全体の与信ポートフォリオについては、融資部融資企画室が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。また、モニタリング結果を投融資委員会において、定期的に経営に報告しております。

② 市場リスクの管理

当行は、資産・負債の総合管理において、市場リスクを的確に認識し、必要なリスク管理体制を確立し、また、適切な資源配分を行い、安定した収益の確保を図るため、資産・負債のALM管理の確立を目指しております。

市場リスクの状況については、市場リスクが当行の自己資本比率に及ぼす影響等の検討を行い、ALM委員会において定期的に経営に報告しております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつとして認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の策定により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署及び流動性リスク管理部署である総合企画部経営管理室が市場性資金の運用・調達を行い、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	32,998	33,898	899
(2) 貸出金	229,181		
貸倒引当金(*)	△970		
	228,211	231,293	3,081
資産計	261,209	265,191	3,981
(1) 預金	234,292	234,582	290
(2) 譲渡性預金	17,550	17,550	—
負債計	251,843	252,133	290

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	635百万円
減損損失	1
退職給付引当金	179
役員退職慰労引当金	14
繰越欠損金	299
減価償却費	66
その他	209
繰延税金資産小計	1,406
評価性引当額	△590
繰延税金資産合計	816
繰延税金負債	
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	815百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.05%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この税率変更により、繰延税金資産は6百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。再評価に係る繰延税金負債は27百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされ、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は4百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	14円80銭
1株当たりの当期純利益金額	2円94銭

(関連当事者との取引関係)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社西日本シティ銀行	(被所有)直接 100%	役員の兼任	営業取引(注1)	—(注2)	預け金	19,026
				資金の返済	3,500	借入金(注3)	—
				第三者割当増資(注4)	4,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

(注2) 営業取引は、日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

(注3) 他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

(注4) 当行の行った第三者割当増資を1株当たり8円で引き受けたものであります。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
兄弟会社	九州カード株式会社	—	ローン等に係る保証委託	被保証債務	7,623	—	—
兄弟会社	西日本信用保証株式会社	—	ローン等に係る保証委託	被保証債務	28,883	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 6 日

株式会社 長崎銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 行 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長崎銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 113 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている、会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 6 日

株式会社 長崎銀行 監査役会

常勤監査役 能津浩治 ㊞

監査役 内尾洋美 ㊞

監査役 岡村定正 ㊞

(注) 監査役内尾洋美、岡村定正は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

第32期

事業報告

自：平成27年 4月 1日

至：平成28年 3月31日

西日本信用保証株式会社

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当該事業年度におけるわが国経済は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等、海外経済の景気や金融資本市場の変動の影響等を受け、景気はこのところ弱さもみられますが全体としては緩やかな回復基調が続いています。

こうした中で、当社の保証業務と関係の深い平成 27 年度の全国新設住宅着工件数は、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から持ち直し、920 千戸と前年度比 4.6%の増加、そのうち持家部門は前年度比 2.2%の増加、分譲住宅は前年度比 4.5%の増加となりました。

このような経済環境の中で、当社は母体行との連携を強化し、主力商品の住宅ローンを中心とした良質保証案件の増強や業務委託している債権管理回収業務における債権管理体制の強化による回収促進を目指してまいりました。

その結果、次のような業績になりました。

(保証の取扱状況)

当期中の新規保証額は、全体で 135,496 百万円(前年同期比 7.3%減少)となり、そのうち住宅ローン保証額は、新築・中古が 109,461 百万円(前年同期比 3.3%減少)、借換が 9,577 百万円(前年同期比 42.9%減少)となりました。その結果、当期末の保証残高は 1,209,533 百万円(前年同期比 2.2%増加)になりました。

(求償債権の状況)

保証債務の履行は、延滞債権の早期解消や金融円滑化失効後も継続して返済条件変更等の顧客対応に努めた結果、代位弁済額は 1,204 百万円とほぼ前年同期並みとなりました。

一方、回収は、債権管理回収業務委託先との連携により、担保不動産の任意売却やバルクセール等、早期回収に努めましたが、前期末の求償債権残高が 279 百万円と少なかったこともあり、回収額は 663 百万円(前年同期比 58.0%減少)となり、求償債権残高は 724 百万円になりました。

(損益の状況)

売上高は、保証残高の増加による保証料収入が前年同期比 55 百万円増加したものの、取扱件数の減少による受取手数料の減少で、前年同期比 15 百万円の増加となり 2,496 百万円になりました。

営業費用は、取扱件数減少による事務負担費の減少等で物件費が前年同期比 3 百万円減少しましたが、信用コストは求償債権残高の増加により前年同期比 184 百万円増加したことで、費用全体では前年同期比 176 百万円増加し 848 百万円になりました。

営業利益は 1,647 百万円(前年同期比 161 百万円減少)、経常利益は 1,705 百万円(前年同期比 501 百万円減少)になりました。税引前当期純利益は、前期発生した完全子会社化に伴う投資有価証券売却益がなかったことより 1,705 百万円(前年同期比 881 百万円減少)になりました。

その結果、当期純利益は 1,098 百万円(前年同期比 545 百万円減少)になりました。

今後につきましては、西日本シティ銀行との連携をより一層密にし、新規保証額の増加、債権管理体制の強化による回収促進、経費削減等経営基盤の強化への一層の対応を図り、業績の向上に努める所存でございます。

今後とも関係各位より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2)設備投資の状況

当期中において特記すべき事項はありません。

(3)資金調達の状況

項目	借入先	金額(極度額)	取引期間
当座貸越	株式会社西日本シティ銀行	38億円	平成28年9月28日

(4)財産及び損益の状況の推移

期別 項目	第29期	第30期	第31期	第32期
	〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕	〔平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで〕	〔平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで〕	〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕
期中保証取扱高(百万円)	199,100	176,071	146,251	135,496
期末保証残高(百万円)	1,083,766	1,143,977	1,182,555	1,209,533
営業収益(百万円)	2,421	2,483	2,481	2,496
経常利益(百万円)	1,534	1,786	2,206	1,705
当期純利益(百万円)	939	1,045	1,643	1,098
一株当たりの当期純利益	939,270円02銭	1,045,262円32銭	1,643,606円68銭	1,098,318円16銭
純資産(百万円)	6,799	7,894	9,604	4,303
総資産(百万円)	17,335	17,453	18,604	17,593

(5)対処すべき課題

- ①法令等を遵守した業務執行態勢の強化。
- ②保証残高の増加と収益力の向上。
- ③信用コストの削減。
- ④サービサーとの連携による債権管理体制の強化・充実。

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
㈱西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3-1-1	85,745百万円	100.0%	銀行業

当社の親会社は株式会社西日本シティ銀行であります。
当社は主に親会社がおこなったローンに関する信用保証をしております。

②子会社の状況

当社は子会社を有していません。

(7)主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

- ①信用保証
- ②金銭債権買取
- ③金銭貸付
- ④譲渡性預金の売買・売上の媒介・取次および代理
- ⑤前各号に掲げる業務に附帯する業務

(8)事業所

本社事務所 福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号

(9)従業員の状況(平成28年3月31日現在)

区分	従業員数 (人)	前年同期比 増減(人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男子	11	1	56	3
女子	5	0	36	15
計 (平均)	16	1	50	6

注)①上記のほか、出向社員1名、嘱託社員9名、雇用しております。

②平均年齢・平均勤続年数は単位未満を切り捨てて表示しております。

(10)主要な借入先(平成28年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社西日本シティ銀行	3,800,000,000円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況(平成28年3月31日現在)

- | | |
|-------------|---------|
| (1)発行可能株式総数 | 4,000 株 |
| (2)発行済株式の総数 | 1,000 株 |
| (3)株主数 | 1 名 |

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)	持株数(株)	議決権比率(%)
株式会社西日本シティ銀行	1,000	100.0	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	川上 知昭	
常務取締役	小田 茂正	
取締役(非常勤)	礪山 誠二	(株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
取締役(非常勤)	川本 惣一	(株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
監査役(非常勤)	光富 彰	(株)西日本シティ銀行 常任監査役
監査役(非常勤)	井野 誠司	(株)西日本シティ銀行 監査役

注)1. 当期中の取締役および監査役の異動

代表取締役の岩井聡氏は、平成27年6月29日付をもって退任いたしました。
取締役の入江浩幸氏は、平成27年6月29日付をもって退任いたしました。
監査役の川上知昭氏は、平成27年6月29日付をもって退任いたしました。
川上知昭氏は、平成27年6月29日付をもって代表取締役に就任いたしました。
川本惣一氏は、平成27年6月29日付をもって取締役に就任いたしました。
井野誠司氏は、平成27年6月29日付をもって監査役に就任いたしました。

2. 当社の監査役は、会社法389条に基づいた定款の定めにより、監査の範囲を会計に関するものに限定しております。

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位:円)

区 分	人数	当期支払額	摘 要
取締役	3	20,337,000	平成15年7月臨時株主総会決議により報酬月額500万円以内 (使用人兼務役員の使用人給与部分を除く)
監査役	0	0	昭和59年4月創立総会決議により報酬月額10万円以内
計	3	20,337,000	

注)1.当期末日現在の取締役は4名、監査役は2名であります。

2.上記報酬等の額には役員退職慰労引当金繰入額1,509,000円が含まれております。

3.上記のほか当事業年度に退任した取締役1名に対し役員退職慰労金3,048,000円支給
(当期負担分243,000円、役員退職慰労引当金取崩額2,805,000円)しております。

注)本報告書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,179,245,532	流動負債	13,073,680,798
現金及び預金	13,851,682,980	短期借入金	3,800,000,000
求償債権	724,052,921	未払金	152,577,094
未収保証料	127,985,182	未払法人税等	78,211,200
貯蔵品	20,722	未払事業所税	667,300
前払費用	3,113,485	未払消費税等	3,552,200
繰延税金資産	853,549,329	前受保証料	5,421,710,255
未収収益	2,066,907	預り金	1,328,249,650
未収入金	782,161	賞与引当金	10,431,486
その他の流動資産	12,003,860	債務保証損失引当金	2,261,985,496
貸倒引当金	△ 396,012,015	その他の流動負債	16,296,117
固定資産	2,413,959,114	固定負債	215,557,333
有形固定資産	9,172,555	役員退職慰労引当金	4,198,000
建物	2,406,350	退職給付引当金	1,420,216
車両運搬具	1,565,839	繰延税金負債	209,939,117
器具及び備品	5,200,366	負債合計	13,289,238,131
無形固定資産	15,013,055		
ソフトウェア	13,448,619	(純資産の部)	
電話加入権	1,564,436	株主資本	3,894,385,679
投資その他の資産	2,389,773,504	資本金	50,000,000
投資有価証券	2,373,163,621	利益剰余金	3,844,385,679
長期前払費用	909,767	利益準備金	12,500,000
長期前払消費税等	287,457	その他利益剰余金	3,831,885,679
会員権	13,000,000	別途積立金	700,000,000
預託金	11,280	繰越利益剰余金	3,131,885,679
保険積立金	3,351,379	評価・換算差額等	409,580,836
保証金	10,000,000	その他有価証券評価差額金	409,580,836
投資損失引当金	△ 10,950,000	純資産合計	4,303,966,515
資産合計	17,593,204,646	負債純資産合計	17,593,204,646

損益計算書

〔自:平成27年4月1日
至:平成28年3月31日〕

(単位:円)

営業収益		
受取保証料	2,211,222,580	
受取手数料	270,064,450	
延滞利息	<u>15,138,482</u>	2,496,425,512
営業費用		
販売費及び一般管理費		<u>848,693,091</u>
営業利益		1,647,732,421
営業外収益		
受取利息	3,630,451	
受取配当金	46,099,970	
その他営業外収益	<u>8,617,912</u>	58,348,333
営業外費用		
支払利息	57,543	
その他営業外費用	<u>729,064</u>	<u>786,607</u>
経常利益		1,705,294,147
特別利益		
固定資産売却益		<u>279,756</u>
税引前当期純利益		1,705,573,903
法人税、住民税及び事業税	634,407,934	
法人税等調整額	<u>△ 27,152,197</u>	<u>607,255,737</u>
当期純利益		1,098,318,166

株主資本等変動計算書

〔自:平成27年4月1日〕
〔至:平成28年3月31日〕

(単位:円)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000,000	12,500,000	6,200,000,000	3,033,567,513	9,246,067,513	9,296,067,513
当期変動額						
剰余金の配当				△ 6,500,000,000	△ 6,500,000,000	△ 6,500,000,000
別途積立金の取崩			△ 5,500,000,000	5,500,000,000	0	0
当期純利益				1,098,318,166	1,098,318,166	1,098,318,166
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	0	0	△ 5,500,000,000	98,318,166	△ 5,401,681,834	△ 5,401,681,834
当期末残高	50,000,000	12,500,000	700,000,000	3,131,885,679	3,844,385,679	3,894,385,679

(単位:円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	308,571,076	9,604,638,589
当期変動額		
剰余金の配当		△ 6,500,000,000
別途積立金の取崩		0
当期純利益		1,098,318,166
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	101,009,760	101,009,760
当期変動額合計	101,009,760	△ 5,300,672,074
当期末残高	409,580,836	4,303,966,515

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)棚卸資産の評価方法及び評価基準
貯蔵品は最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- (2)有価証券の評価方法及び評価基準
有価証券の評価方法は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法による原価法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法を採用しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。
- (3)有形固定資産の減価償却方法
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。
- (4)無形固定資産の減価償却方法
定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (5)引当金の計上基準
- ①賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込基準により計上しております。
- ②貸倒引当金
予め定めている償却・引当基準に則り、求償債権等の債権の貸倒損失に備えるため回収不能見込額を計上しております。
- ③投資損失引当金
予め定めている償却・引当基準に則り、市場価格が大幅に下落した投資等について、損失見込額を計上しております。
- ④債務保証損失引当金
予め定めている償却・引当基準に則り、債務保証による損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり必要と認められる金額を計上しております。
- ⑤退職給付引当金
従業員の退職金の支払いに備えるため、自己都合退職による要支給額(退職給付債務)から中小企業退職共済積立額を控除した金額を計上しております。
- ⑥役員退職慰労引当金
将来の役員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (6)消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は長期前払消費税等に計上し、法人税法の規定に基づき償却しております。
- (7)連結納税制度の適用
当期より株式会社西日本シティ銀行を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

2. 会計処理の変更

該当ございません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項
当期末における発行済株式の総数 普通株式 1,000株

(2) 自己株式に関する事項
自己株式がないため、該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月28日 臨時株主総会	普通株式	6,500,000,000	6,500,000	平成27年12月31日	平成28年3月29日

4. その他の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 33,586,671円

(2) 保証債務残高 1,209,533,814,282円

(3) 追加情報

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.0%から平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間に解消が見込まれる一時差異については34.5%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.3%となります。この変更に伴い繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8,668,483円減少し、法人税調整額は12,408,948円、その他有価証券評価差額金が3,740,465円、それぞれ増加しております。

(4) 重要な後発事象

該当事項はございません。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 32 期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第 18 条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

特に記載すべき事項はありません。

平成 28 年 4 月 27 日

西日本信用保証株式会社

監査役 光富 彰 ⑩

監査役 井野 誠司 ⑩